

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成30年2月5日（平成30年（行情）諮問第59号）

答申日：平成30年7月30日（平成30年度（行情）答申第198号）

事件名：特定の行政文書開示請求で不存在とされた文書の特定の過程で作成された文書の不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年7月25日付け防官文第11257号により防衛大臣（以下「防衛大臣」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、次のとおりである。

たとえ防衛監察があつたとしても、出せる文書はあるはずである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

本件開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成29年5月29日付け防官文第8445号により、「行政文書の不開示の意見について（上申）陸幕総第1203号。28.11.2）（1枚目）」について開示決定処分を行った後、平成29年7月25日付け防官文第11257号により、法8条の規定に基づき存否の応答を拒否する不開示決定処分（原処分）を行ったところ、審査請求が提起されたものである。

2 本件開示請求の法8条該当性について

本件開示請求については、原処分時点では、防衛監察本部において特別防衛監察が実施されている「南スーダン派遣施設隊が作成した「日報」の管理状況」に係る調査及び検査の内容に深く関係すると考えられる行政文書の開示請求であり、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否か

を答えるだけで、特別防衛監察において正確な事実関係の把握を困難にするおそれがあり、法5条6号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから、法8条の規定を適用することとし、存否の応答を拒否する原処分を行った。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、「たとえ防衛監察があったとしても、出せる文書はあるはずである。」と主張し、処分の取消し及び文書の再特定・全部開示の決定を求めるが、原処分時点において、本件開示請求に係る行政文書の存在の有無を答えることは、防衛監察本部において特別防衛監察が実施されていた「南スーダン派遣施設隊が作成した「日報」の管理状況」に係る調査及び検査の内容に深く関係すると考えられる行政文書であり、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、特別防衛監察において正確な事実関係の把握を困難にするおそれがあり、法5条6号に規定する不開示情報を開示することと同様の効果を生じさせることから存否の応答を拒否したものである。

よって、審査請求人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|-------------|---------------|
| ① 平成30年2月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年7月19日 | 審議 |
| ④ 同月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条6号の不開示情報を開示することとなるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにせずに開示請求を拒否する決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の妥当性について

- (1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書を存否応答拒否により不開示とした理由について、改めて確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

ア 本件開示請求は、平成29年3月30日に本件開示請求を受け付けた後、同年4月28日に「特定した行政文書は、法5条に規定する不

開示情報を含む可能性があり、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要する」ことを理由に、法11条により、同年8月4日まで開示決定等の期限を延長し、一部の文書「行政文書の不開示の意見について（上申）（陸幕総第1203号。28.11.2）（1枚目）」については同年5月26日に開示決定している。

イ 一方、防衛監察本部が行う特別防衛監察は平成29年3月17日に開始したが、本件開示請求の期限の延長時点や一部の開示決定時点においては、当該監察に係る文書の一部の文書の存在が明らかになったとしても当該監察を実施する上で特段の支障を来すものとは考えられなかったことから、これらの時点においては期限延長や一部の文書を開示することで文書の存在を明らかにしている。

ウ しかしながら、特別防衛監察が進んでいく中で、当該監察の内容に関わる情報が一部報道で流れたことに加え、当該監察に深く関係する内容が書かれている文書が一部報道に流れたことにより、これら情報の真偽や文書の存在が当該監察の焦点の一つとなってしまった。それにより、これら情報や文書に繋がる本件開示請求に係る文書の有無をこれ以上明らかにすることは当該監察の進行に影響を及ぼし、ひいては当該監察に支障をきたすことから、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示としたものである。

エ また、防衛監察は法的強制力のない中で監察対象者との一定の信頼関係の下で行っており、当該監察の過程で得た情報や証言及び証拠書類等は、基本的には、対外的には公表しないということを前提に入手して真実の究明に努めているところ、いわゆる日報問題の核心ともいえる情報が公知となった以上、それに係る文書の情報を防衛省から発信することは、監察対象者との信頼関係を失い、協力を得ることができなくなってしまうことから、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は、法5条6号に該当するとして、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否し、不開示としたものである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえ検討する。

ア 諮問庁は、特別防衛監察に深く関係する内容が書かれている文書等が一部報道に流れ、これらの存在が当該監察の焦点となったことから、当該監察に係る文書の存否を明らかにすることは、当該監察の進行に影響を及ぼし、ひいては当該監察に支障を来す旨説明する。

しかしながら、本件開示請求より前に、南スーダン派遣施設隊日報が発見されたことは公表されており、防衛大臣が記者会見においてこれが発見された旨の報告を受けたと述べていることからすれば、これが発見された経緯につき、何らの文書も存在しないとは考え難い上、

本件対象文書は、その文言上、特定の作成者や内容を示唆するものではなく、これに該当する文書として想定されるものは、諮問庁が上記（１）ウで主張する報道に流れたとされる文書に限られるものではないのであって、仮に本件対象文書の存否が明らかになったとしても、具体的な内容が直ちに判明するものでもないことから、本件対象文書の存否を答えることにより、特別防衛監察の進行に影響を及ぼし、ひいては当該監察に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

イ また、諮問庁は、防衛監察において入手した文書の情報を防衛省から発信すれば、監察対象者との信頼関係を失い、協力を得ることができなくなってしまう旨説明するが、本件対象文書の文言に照らせば、本件対象文書の存否を明らかにすることにより、監察対象者の信頼関係を失うような事態に至ることは考え難い。

ウ したがって、本件対象文書の存否情報は、法５条６号の行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものに該当せず、その存否を明らかにして改めて開示決定等を行うべきである。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法５条６号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当せず、本件対象文書の存否を明らかにして改めて開示決定等をすべきであることから、取り消すべきであると判断した。

（第４部会）

委員 山名 学，委員 常岡孝好，委員 中曾根玲子

別紙（本件対象文書）

平成28年9月に情報公開請求され、平成28年12月に不開示決定された南スーダン日報について、文書の特定過程で作成・発簡された文書一切。